

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、
当たる翌日)

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業会見地区暗きよ排水、農道整備、農業用用排水及び客土）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◆告 示 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）

土地区画整理法による換地処分（都市計画課）

開発行為に関する工事の完了（〃）

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等の一部改正

◆選管告示

遊技機の型式の検定（防犯少年課）
狩猟免許試験の実施（森林保全課）

◆公安告示 狩猟免許の更新に関する適性検査等の実施（〃）

◆雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（商工指導課）

告 示

鳥取県告示第五百六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画事業皆生温泉環状線沿道土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があるので、

同条第四項後段の規定により告示する。

平成四年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百六十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年三月二十七日 鳥取県指令受倉土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市中江字四條

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市伊木二八二一一

鳥取県不動産センター有限会社
代表取締役 澤 幸憲

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について）の一部を次のように改正する。

平成四年六月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一の表医療法人明和会渡辺病院の項の次に次のように加える。

鳥取市老人保健施設やすらぎ

鳥取市的場一三一一

一の表医療法人養和会老人保健施設仁風荘の項の次に次のように加える。

医療法人厚生会老人保健施設あわしま

米子市彦名町一二五〇

一の表鳥取県済生会境港総合病院の項の次に次のように加える。

老人保健施設幸朋苑

境港市竹内町一〇八二

一の表西伯町国民健康保険西伯病院の項の次に次のように加える。

医療法人美穂会老人保健施設小谷苑

西伯郡名和町大字西坪五四五一

一の表特別養護老人ホームあすなろの項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム第一あすなろ	鳥取市赤子田四五一
二の表特別養護老人ホーム幸朋苑の項の次に次のように加える。	"
ケアハウス幸朋苑	境港市竹内町二〇八一
二の表鳥取県立母来寮の項の次に次のように加える。	"

特別養護老人ホーム百寿苑

東伯郡赤崎町大字赤崎一〇六一—三

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第五十六号
次の遊技機の型式についてば、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十一号)第二十条第三項の技術上の規格に適合してゐると認めめたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成四年六月十六日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 嘉代次

公 告

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」といふ。)第7条第1項に規定する狩獵免許試験を次のとおり実施する。

平成4年6月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩獵免許を受けようとする者で、法第6条各号のいずれにも該当しないもの。

2 實施期日等

遊技機の種類	型式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ハニーバーII	株式会社三洋物産
"	Miss マリッ娘	"
"	G P チャンピオン	株式会社平和
"	アップル8	"

県取引公報

実施期日	時 間	場 所
平成4年8月5日(水)	午前9時30分から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁大会議室
平成4年8月20日(木)	午前9時30分から	倉吉市東城町2 鳥取県中部総合事務所 第6会議室
平成4年9月18日(金)	午前9時30分から	米子市糸町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 第4会議室

(注)受験申込みのときに受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- (1) 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

(2) 知識試験（鳥獣保護及び狩猟に関する法令、獵具並びに鳥獣に関する知識）

- (3) 技能試験（獵具の扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあっては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

5 申込期限

受験しようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許手数料 4,300円（狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあっては、3,200円）

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の取入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課（電話0857-26-7305）又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成4年6月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの。

2 実施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
平成4年7月23日(木)	午前9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁大会議室	鳥取市、岩美郡 又は気高郡に住所を有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
平成4年8月20日(木)	午前9時から	八頭郡郡家町大字宮谷80 鳥取県八頭総合事務所 大会議室	八頭郡に住所を有する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
平成4年8月4日(火)	午前9時から	倉吉市東城町2 鳥取県中部総合事務所 大会議室	倉吉市又は東伯郡に住所を有する者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
平成4年7月16日(木)	午前9時から	米子市姚町一丁目160 講堂	米子市、境港市 又は西伯郡に住所を有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
平成4年7月21日(火)	午前9時から	日野郡日野町根雨140 —1 鳥取県日野総合事務所 大会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

ア 猟獵保護及び狩猟に関する法令

イ 猟具の判別

ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性検査を行う。

- (1) 視力
 (2) 聴力
 (3) 運動能力

5 更新申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 狙砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあっては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

6 申込期間

鳥取県鳥取地方農林振興局管内 平成4年7月15日（水）まで
 鳥取県八頭地方農林振興局管内 平成4年8月12日（水）まで

法第5条第1項の届出に係るもの

届出者の名称及び住所	株式会社サンイーレブン 米子市角盤町一丁目168	エビス薬品有限会社 米子市角盤町一丁目168
第二種大規模小売店舗の名称及び所在地	ホームセンター・サン アイ五千石店 米子市福島町1714-1	ホームセンター・サン アイ五千石店 米子市福島町1714-1

- 7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許更新手数料 2,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

8 その他

雑 報

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課（電話0857-26-7305）又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。